合併処理浄化槽設置費補助金における代理受領制度のご案内

浄化槽転換補助対象の工事費の支払いによる一時的な負担を軽減するために、浄化槽工事に係る補助金相当額を市が直接工事請負者に支払う代理受領制度を令和７年度より導入しました。

１　代理受領のイメージ

例）・設置工事費用が１６０万円

・単独処理浄化槽５人槽転換（７２万円）＋撤去あり（１２万円）＋宅内配管工事あり（３０万円）で補助金合計額が１１４万円の場合

【通常のお支払い】

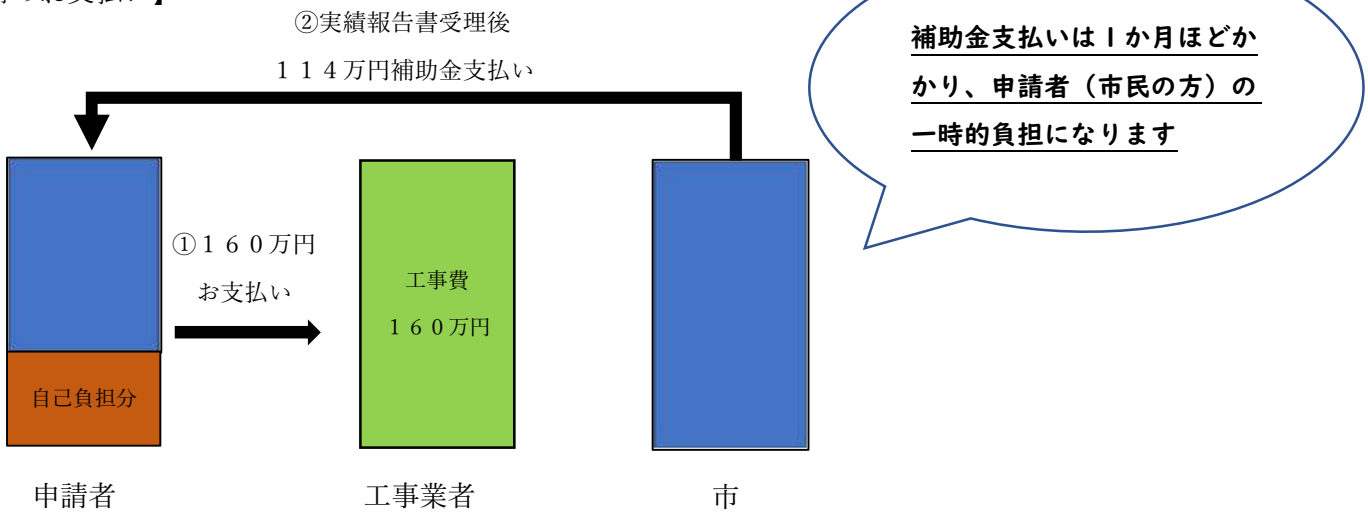

【代理受領を活用した場合】（令和７年度より新設）

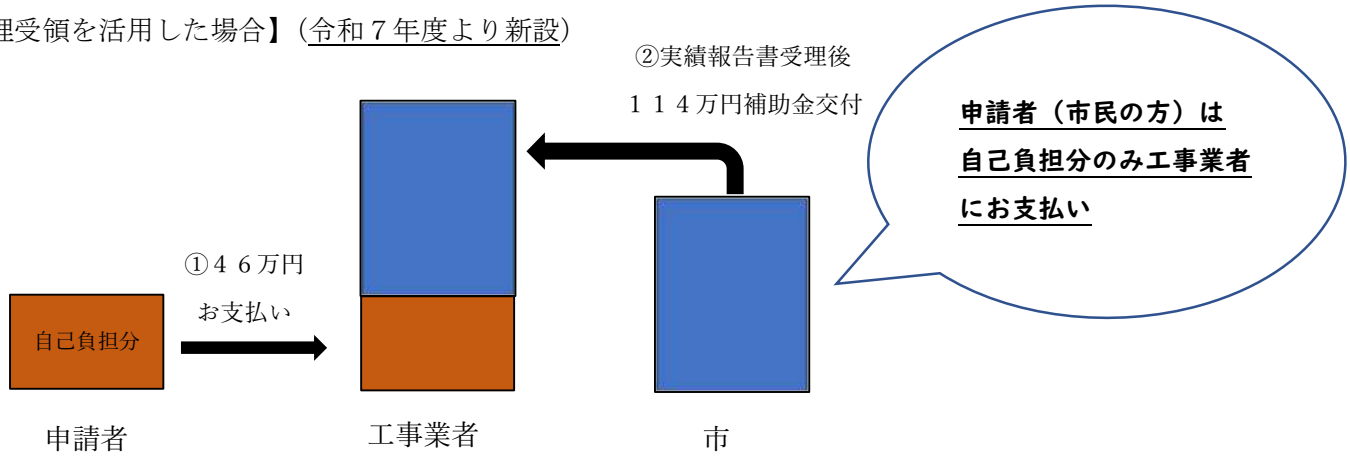

２　提出書類

（１）実績報告までに提出するもの　※実績報告と同日で届出することはできません。

・代理受領届出書（様式第１号）

（２）内容に変更が生じた場合（代理受領を止める等）

・代理受領届出変更届（様式第３号）

（３）実績報告時に提出するもの

・代理受領に係る委任状（様式第５号）

※実績報告時には、工事費から補助金額を差し引いた領収書（写し）の添付が必要です。

領収書内に「代理受領活用」と「工事金額－補助金額＝領収書金額」の記入をお願いします。

※振込先は工事業者の口座情報を記入してください。

【問合せ先】環境課環境保全係　☎0562 - 92 - 1113